

平成 19 年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第2回)

日時 平成 19 年 10 月 9 日 (火) 13:30～15:30

場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室

1. 開会

(樫谷委員長) それでは定刻となったので、第2回評価・調査委員会を始めたいと思う。議事次第に沿って進めさせて顶きたい。本日は規制所管省庁及び評価調査委員会の平成 19 年度、平成 20 年度の調査計画案、特例措置の評価時期について、部会ごとに議論したいと思う。まず平成 19 年度の評価対象となる特例措置等について事務局からご報告をお願いしたい。

2. 平成 19・20 年度の調査計画案について

(松本参事官) 皆様方お忙しいなかご参集ありがとうございます。事務局の参事官の松本です。資料1について座ってご説明させて頂きたいと思う。資料1は 19 年度、20 年度の評価対象となる規制の特例措置一覧である。まず1. が、19 年度の全国展開に関する評価、これが今年度委員会において評価頂く特例措置の一覧である。地域活性化が上段の3つ。警察庁の公共交通利用促進事業、2番目が法務省関係で外国人研修受入れ、3番目が財務省関係で特定農業者による濁酒、いわゆるどぶろく特区というものである。その次の5つが教育部会ということで、文科省関係の特例措置である。1つ目が校地の面積基準の引き下げ、2つ目が株式会社による学校設置、3つ目が不登校状態等の生徒に対する IT 活用による学習機会の拡大、4つ目が運動場要件の弾力化、5つ目が空地にかかる要件弾力化。次のページに行き、引き続き2つ文科省の特例措置であり、市町村による特別免許状の関係、それからもう1つがインターネットを用いる大学に関する弾力化である。医・福・労の関係が2つある。こちらの方が、病院の開設会社による病院開設、いわゆる株式会社病院の問題、その次が公立保育所における給食の外部搬入。最後にもう1つ、また地域活性化であるが、国交省の重量物輸送の効率化ということで車両関係の規制緩和である。以上が19年度である。こちらについてが、19年度において特例ということで評価すべきことになっている。以上である。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは平成 19 年度の評価対象となる特例措置の調査計画案等の検討に移りたいと思う。事務局から各部会での検討状況について説明して頂いた後、各部会長から補足があればお願いしたい。まず医療・福祉・労働部会での検討状況について事務局からご説明頂きたい。

(松本参事官) では引き続いて説明させて頂く。医療・福祉・労働部会関係は、大きくすべての資料は資料2-1という形で綴じているが、時間の関係もあるので、抜粋の資料でご説明する。お手

元に配布資料抜粋版があると思うので、そちらの方をご覧頂きたい。配布資料抜粋版の医・福・労というタブがついている部分を開けて頂ければと思う。

1ページ目は、910 株式会社病院特区である。「特例措置の概要」として1枚紙にまとめているが、これまでの状況としては、株式会社の病院の開設が認められていないという現状がある。ただ一方で、資金調達力、あるいは研究開発意欲の引き出し、高度医療の開発といった観点から、株式会社という形態が期待されている。そういった状況を踏まえ、構造改革特区を活用して、株式会社が高度な医療を提供する病院等を開設することを可能にするということである。主な要件は、真ん中の緑色に塗られた枠内に挙げているが、いわゆる高度な地域医療に限定し、保険医療機関の指定は行わず自由診療のみとし、他にもさまざまな要件を付した上で、現在1件、認定をしているところである。具体的には下の四角にあるように、神奈川の方でバイオテクノロジーを活用した高度美容医療というようなことをしている。こちらについて、医・福・労部会においての議論では、2ページ以下の調査計画をご審議頂いたわけだが、その中で特にご指摘があったのが、株式会社病院である(株)バイオマスター等への厚生労働省調査の質問(資料 2-1)に対してであった。また、経営方針などについての書き方や、聞く内容をより具体性を持たせるべきことへのご指摘もあった。調査委員会の方で行う調査については、抜粋版の資料3ページ以下に、調査計画案として記載している。質問票は、大きく1と2に分かれている。質問票1はすべての特例措置に共通した質問である。質問票1では、特例措置に共通する事項ということで、特定事業の進捗状況、あるいはその効果の状況、期待していたような効果が出ているのか出ていないのか、それについて関係者はどういった分析をしているのか、遅れている場合は、その理由は何なのか、について聞いている。質問票2は、抜粋版の6ページにあるが、今回の 910 について特に作っている質問票である。910 の質問票2は、部会における議論では、若干地域における波及効果についての具体的な書き方が弱いというご指摘もあり、それを踏まえて、Q7と Q8で、地方公共団体に対し、具体的に雇用創出や他産業への波及、あるいは経済的なこと以外の効果について具体的に質問する形にしている。抜粋版の資料7ページだが、保険診療の対象にならない自由診療の診療所ということに関係して、将来的に(株)バイオマスターで行う高度美容医療が医療保険の対象に仮になったとした場合、どういった対応をしていくのかについて聞いてみてはどうだろうというご意見があり、それを受けて Q12 を作っている。以上が 910 の説明である。

920 公立保育所の給食外部搬入は、抜粋版の8ページになる。これまで保育所の給食は、民間委託は認められていたものの、施設外で調理して搬入することができなかった。一方で学校給食は、学校給食センターの活用が地域ニーズとして増えてきている。いわゆる公立保育所と学校側の給食センターとの一体的な運営ということも、ニーズとして出てきている。そういったことから、公立保育所について、給食の外部搬入を可能にするという特区を設立したところである。これについては全国でかなり多く出ており、7月1日現在で 33 件である。従来から何度か評価もしてきているが、そういった評価の中でまだ不十分な点があるというご指摘も受け、今年も評価をしようということになっている。こちらについては、部会の議論では特に質問を変更するべきであるといったご指摘はなかった。質問については、資料2-1の 20 ページ以下に厚生労働省調査の質問が詳

細に出ている。抜粋版には、1枚紙で調査票の概要が入っている。抜粋版の10ページ以下には、私ども調査・評価委員会の方で作成した質問を付けている。これに基づいて今年度も評価を行っていきたくと考えている。医療・福祉・労働部会についての事務局側からの説明は以上である。

(樫谷委員長)ありがとうございました。樋口部会長、何か。

(樋口医・福・労部会長)いや、ございません。

(樫谷委員長)それでは医療・福祉・労働部会の調査計画案についてご意見ご質問があればお願いしたい。よろしいか。それではただいまの部会報告について了承することに異議はないか。ではご報告のとおり了承することにする。

(金子教育部会長)これでよいと思うが、保育所の給食を外でやるというのは、様々な形でその方が当然いいのではないかと素直に思うが、時間がかかっているのはどうしてか。

(松本参事官)今ご指摘のあった給食の外部搬入の特区であるが、ご承知のとおり全国33か所、かなりの数ができているが、これまでの評価において、例えば給食の搬入に関して関係者の役割分担を明確化するために、給食を搬入する側と受ける側の方で、契約書なり了解事項の覚書を紙に残すべきであるということが求められたのにもかかわらず、そういったものを実は用意していなかった。あるいは、昨年、委員の先生方にもお願いして視察をして頂いたが、例えば保育所においては、普通の給食とは違いかなり年齢の小さい層から子どもがいる。それにもかかわらず、年齢に応じた給食の用意ができていなかったり、あるいはアレルギー、体調不良の子どもに対する食事の配慮が不十分であるといった点がいくつかあったことが、過去の調査によって示されている。そうした点について、厚生労働省の方から、引き続き改善をしていくべきであるという指摘があったので、その点について改善していかなければ全国展開の議論はできないだろうということで、本年度もまたそういった点を踏まえて評価していくということになった。

(米田委員)追加の質問だが、先般青森へ「もみじキャラバン」で行ったときに、会場から、公立の保育園だけでなく、私立の保育園についてもこういった特例措置はできないだろうかという質問が出たが、それについてはいかがか。

(松本参事官)私立についてはこれまでもいくつかご提案頂いているが、特区という形には現在のところなっていない。

(樫谷委員長)なっていないのには何か原因や理由があるということか。

(松本参事官)原因だが、特区であるので、まず公立の保育所でやってみよう、それでその問題点を把握した上で、一般的には私立の方がより難しいというところがあるので、まずは公立でやってみて、その結果を踏まえて私立に拡充する、あるいは全国展開の中で私立を考えていくという手順で進められることになっている。

(米田委員)1つ参考情報としてお伝えしたいと思うが、給食センターについては、少子高齢化で学校給食の余剰感があるなかで、高齢者の給食サービスを受けたいというニーズが高いため、学校の給食センターを高齢者用の給食センターとしても使えないだろうかという要望が上がっている。これは将来結構大きな波及効果のある規制緩和の方向であろうと思っているので、念のためにそこを提起した。

(金子教育部会長)今の件に関して、私の知っている葛飾区では商店街が小学校、幼稚園と個別に教育委員会と契約して給食を作っているという非常に良い例があるので、これをどんどんして頂くとよい。あとで教育の方でも出てくるのだが、我々のミッションは、認定されて実際やっている所そのものが個別の問題を抱えているかを議論するのではなく、特区という仕組みが全国化することに関して特段の問題があるかという点だ。もちろんやっているときから皆ぼろぼろだとそれはまずいが、それが少し気になった。あとで出てくるが、ある特定の自治体が特別免許状に関して少しルール違反をしてしまったというのは、改めれば良い問題である。だが、先ほどの給食のように、子どもに対して年齢層にかかわらず同じものを出したというのはとんでもない話で、特定の業者ないしは頼んだ所がいけないわけで、特区の仕組みが特段の問題があるということではない。そういうことがあってはもちろんまずいが、質問するときにはそこを分けて、仕組みとしての問題が発生しているのかどうか——例えば、管理ができていないとか、モニタリングができてないからそういうことが起こるといっているのであれば仕組みの問題だと思うが、たまたまそういう業者がいたということであれば、これは必ずあってよいような特区だと思うので、それがなかなか全国化されないということがないように、質問の段階ないしは審議の段階でもって考えて頂けると良いのではないか。これは他の教育段階でもこういう例が多いので、一言だけ申し上げておく。

(樫谷委員長)ありがとうございました。他に何かありますか。

(樋口医・福・労部会長)今回初めて出させて頂いたので、過去の背景が十分掌握できていなかった。薬師寺委員は去年からずっと入っておられるので、この点について質問したときに、やはり同じような、例えば0歳児に対する食育の仕方等が十分できてないというようなことで、今年もう一度そこを確認した上で検討結果をご報告しようということになっている。

(薬師寺委員)このことに関しては、我々としてもなるべく早くということだったので、弊害が出ないため予防措置の確認という意味でももう1年延ばさせて頂いたという経緯があるので、よろしく願います。

(樫谷委員長)ありがとうございました。よろしいか。では一応異議がないということで、ご報告のとおり了承したということにする。次に教育部会での検討状況について事務局から発言をお願いしたい。

(石田参事官)教育部会担当の参事官をしている石田と申します。簡単なお説明をさせて頂きたいと思う。資料 2-2 教育部会関連抜粋と書いた資料である。教育部会の方は評価にかかわる案件が全部で7件あり、そのうち6件は前回から継続されているものである。特例番号 811、828、829の3件は大学等の設置にかかわり、校地面積基準の引き下げや、運動場に係る要件の弾力化だとか空地に係る要件の弾力化で、共有事項があるので、最初の3本はまとめて審議を行った。審議で出た主な意見としては、この3件はばらばらのアンケート用紙になっているが、相互に関連し立体的に議論したほうが適切な案件だろうという意見を頂いた。例えば3ページ目の質問票Q7の四角囲みの真ん中からであるが、「なお、特定事業番号 828 又は 829 を適用している場合は、これらを併用することによる一体的な経済効果を併せてご記入ください」。こういった表記で3件を互いに関連づけるようにして、こういう内容で質問をまとめさせて頂いている。そのところに大きなボ

イントがあった。

続いて816「学校設置会社による学校設置事業」である。これは資料2-1で13ページ目以下になる。こちらは小学校、中学校、高校—高校は通信制高校もある—それから大学、大学院と上がるわけであるが、株式会社立の学校といっても、学校種別で随分と教育の内容が違っだろう。義務教育と非義務教育で教育の質が違っということもあるし、学校側の問題意識、状況が学校種によって違っだろう。特に小学校、中学校は義務教育であり、また高校については通信制高校は他の高校ともまた内容が違っだろう。そういったことを反映させるべく、具体的には15ページ目の調査計画案のQ9であるが、「学校種の相違(小学校、中学校、高等学校、大学など学校の種類の違い)」、こういった表現だとか、あと「義務教育とそれ以外」ということで、内容を若干区別がつくように訂正している。また、通信制高校は、他の高校とも違っだろうという意見があったので、Q13で、これは新たに付け加えて「通信制高校のみ」というのを設けた。

このほか学校法人、教育機関、これは株式会社立のものは学校法人を作りたいというふうに考えている所もあるのではないかという意見も頂き、場合によっては学校法人になるとすればどういう点が問題なのか、あるいは逆に株式会社立よりも学校法人を考えたほうが良い場合にはどういうものがあるかを投げかける質問をQ20に入れたり、その他に、株式会社立といっても予備校の部門と大学の部門があったり、株式会社という設置形態があっても中身がいろいろあるだろうという意見も頂いたので、Q16であるが、その中に「学校運営部門あるいは、企業全体として、どのような方法で資金調達し」と、それぞれの部門ごとの分けなり何なりがあるのではないか、その辺りについてまたお知らせ頂きたい、というような内容にさせて頂いた。質問票を改正するにあたり、教育部会の委員の先生方から、具体的に質問の中にどのように盛り込んだらよいかご意見をメールで頂き、こういう形にさせて頂いた。またこのほか株式会社立の学校設置については、現行の大学でも株式会社を作っている実態があるし、また学校法人の収益事業に関して、いわゆるプロフィットの部分とノンプロフィットの部分を変えている、分けているということもあり、その辺りで株式会社立との相違といったものが相対的になってきているのではないか。そういうことも含めて、株式会社立の学校といっても、特に出資形態についていろいろな方から募っていくときの1つのバリエーションではないかという意見も頂いた。株式会社立の学校、学校法人立の学校、また場合によっては国立大学法人等もあると思うが、この辺りの制度の違い、メリット、デメリットが分かるような説明があればありがたいという意見も頂いた。11月以降、各省庁からの試案等も出てくるようになるので、そういった中で、担当の文科省の方に投げかけたいと思っている。

続いて826「高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業」であるが、19ページ目以下になる。質問は21ページ目にあり、特にご意見は無かった。この特例については特段問題がなければ全国展開の方向へ移れば良いのではないかというご意見が出た。

続いて830「市町村教育委員会による特別免許状授与事業」であり、資料の23ページ目以下である。この中では、市町村教育委員会が特別免許状を授与する場合の管理体系、教諭研修プログラム、それからその特別免許状の年限等の具体的内容、それからこの免許状を与えることに

よって補完するようなシステムがあるのかが分かるように質問を投げかければどうかという意見を頂いた。また先ほど部会長からも補足頂いたが、特に管理体制について、市町村教育委員会が免許状を発行した後、これはブラジル人中心の学校の例であるが、その学校の先生が本国へ戻られるときに、教育委員会の方で免許状を取り上げたといった事例が前回の評価委員会で報告された。この辺りの管理体制が問題があるかどうか、その辺りを把握していきたい。また先ほど、特区全体の問題と、個別の運用の細かい弊害とはまた別ではないかということだったが、その辺りを検証すべく質問票に Q9、Q10 辺りを追加した。あと Q7 で授与件数や取り上げ件数等について確認させて頂いている。

最後になるが、832「インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業」、資料の 27 ページ目である。主な意見としては、文部科学省の質問はインターネット教育の効果に集中しているのだが、それよりも評価・調査委員会の立場としては、インターネットで教育する際の施設の問題、その要件緩和について何か弊害があるかを判断し、そこで問題がなければ全国化という方向で考えるべきものだろうという意見があった。なお、文部科学省から投げかけられる質問はインターネット教育の効果中心だが、経営全体、インターネットの効果そのものについても委員の皆さんの関心事項であったので、それについては当初の予定どおり文部科学省のほうで聞けばどうかというふうであった。以上である。

(樫谷委員長)ありがとうございます。金子部会長の方からよろしいだろうか。

(金子教育部会長)初めての方も何人かおられるので、少し時間を頂き、ざっとポイントだけ説明したいと思う。

全体の一覧がある資料1を見て頂くと分かりやすいと思う。その順番で行くと、811 と 826、それから 828 と 829 に関しては、既に 17 年度からやっており、今まで実施例が少ないとかまだ弊害が明らかになっていないということで繰越しになっていたものである。全体としては特段問題がない、逆に言えば高等学校で不登校の生徒に対して IT を利用するかどうかなどは、するのが当たり前だというふうを考えているので、できれば今年度全国化の方向で審議をしたいということで、特段問題がないということである。文部科学省の方でも多くのものについてそのように考えているということも伺っている。それ以外の3つについて、いくつかお話ししたい。最後の 832 については、インターネットだけを持つ大学の事例があったのだが、そこが中止になってしまい、また新たに4月からサイバー大学が出てきた。これはまだ評価をしていないが、先ほど石田参事官の方から話があったように、インターネットが大学教育にとって効果があるかどうかということを我々が問われているのではない。これは賛否両論あると思う。インターネットだけで大学が認可されたわけだから、そこがどのくらい施設を持つかということに絞って委員会として評価していきたい。文部科学省の方でインターネットの効果について聞いてもらうのはよいだろうということで、その辺りを少し切り分けて聞いてみようと思う。まだ1回も評価していないので、評価してからということになると思う。

その1つ上の 830 番は、市町村の教育委員会が当該市町村の中だけで通用する教員免許状を出すということに係る特区である。ご承知のように免許状は普通は都道府県で出すわけであるが、その地域に特有の科目、例えば外国人が小学校で英語を教えたい場合に、非常勤ではなく

採用したいという場合もある。これは現場のニーズが高いのだが、先ほど石田参事官の方から話があったように、前回、1つ2つの自治体の管理体制が整わなくて問題になったという例があるので、そこを切り分けて、例えば「研修をやっていますか」とか「管理体制はどうか」ということを聞き、そこで特段問題なければ進めたいというふうに教育部会の方では考えている。

最後にこれが多分、今回一番大きな案件だと思うが、816の株式会社立の学校を設置できるかどうかということである。これについては先ほども説明があったように、小・中の場合、高校の場合、大学・大学院の場合を分けて考えないといけない。小・中の場合、実は事例が1つしかない。明らかに小・中の場合には学校法人の方が望ましいのだが、私学審議会などの他の規制がかかることによって今は学校法人になっていないという事例ではないかと思われるので、これについてはそれなりの質問をしようということである。高校に関しては実は、10何件かあるが、すべて通信である。通信の場合には株式会社でも利益が出やすいというふうに考えている節があるが、実体があるかどうかということで、例えばスクーリングがきちんと行われているのかとか、本部があるところと特区でやるところが非常にかけ離れたりするというようなことで、その辺は私も多少疑問があるので、その点に関して調べたいと考えている。大学・大学院に関しては、LECが一気に7つか8つ展開したが、そのうちのほとんどはもう閉じるということで、採算が合っていないという。いろいろと国会で問題になった理由もあったが、基本的にはさまざまな教育機会がたくさんできることは良いことであるが、これに関しては経営の問題で、特区そのものをある部署でやっている所、その採算性を取るのか、それとも事業全体1つとしての経営状態の中で、最初は赤字だが事業としては将来的にはということもあるかもしれないという観点で、LECの場合には、まだ特定のいくつか問題があったわけであるが、それ以外のものも含めて、少し特区の事業のみの投資とか収益性だけでなく、全体も切り分けて考えて尋ねようということで質問を追加した。

私は教育部会長2回目である。去年は、質問の時は皆意見をあまり言わないで、出てきた質問について「これはまずい」と言うことがあったのだが、今回は質問の段階で意見を言って頂きたいということで、多くの委員に質問を頂き、それなりに反映できたのではないかと思う。今説明したように、いくつか今年度注意をしないといけないというポイントについてお話しさせて頂いた。

(樫谷委員長)ありがとうございました。それでは教育部会の調査計画案について、ご意見ご質問があればお願いしたい。

(山根委員)826の全日制課程においての不登校に対するITの活用において、「多様なメディア」という形でくられている。この多様なメディアというのは、多様性を作るという形でこのような言い方をされているかと思うが、具体的に、ITだけではなく何を指しているのか。

(石田参事官)インターネットが中心になってくると思うが、その他に古典的な手段でラジオだとか、テレビによる通信教育等もある。放送大学とかそういったものである。

(山根委員)まだ田舎の方ではインターネットが普及していない所もあつたりして、ネットだけではなかなか全国という形でのインフラ自体が整っていない所があると思い、質問させて頂いた。

(樫谷委員長)ありがとうございました。

(金子教育部会長)実は、これは小・中に関しては既に全国化されている。その中の事例では、例

例えば岐阜県可児市は、ひきこもりの子どもたちに、初めは携帯電話で連絡をし、少し慣れてくると授業に追い付くにはネットを使わせるという事例がある。要するに、このような状況にいる子どもたちにとっては、すべてのメディアを使って一番やりやすい形ということだ。八王子や可児市などでは、小・中でかなりいろいろされている。そのようなことを含め、いろいろなメディアを使って頂けると思う。これ自体は小・中では全国化されているので、高校だけ駄目だということはないと思う。あとは内容の問題である。

(樫谷委員長)何か他にご意見ご質問は。よろしいか。

それではただいまの部会、特区について了承することに異議はないか。それでは、報告のとおり了承することにする。

次に地域活性化部会の検討案件について事務局から説明をお願いする。地域活性化部会では、ニーズ調査対象特例措置についても審議を行うとともに、政府所管省庁自ら全国展開を予定する特例措置についての報告もあったので、併せて説明をお願いする。

(松本参事官)地域活性化部会の関連であるが、資料1に戻って2枚目である。1枚目と2枚目の前半までは先ほど説明したが、地域活性化部会、委員長から話があったように、19年度に評価する案件に加え、2. の平成 20 年度、全国展開に関する評価対象が2件ある。これは、今年度は評価・調査委員会としての評価・調査は行わないが、規制省庁側、具体的には国交省と環境省であるが、通年的に調査を行いたいということで、前倒しに今年度から調査、評価の作業に入ることである。例えば1年を通じて季節の変動を見たり、十分なデータを蓄積して評価したりというようなことから、このようなスケジュールで規制省庁側の方で評価を行うことになる。続いて3枚目だが、3. ニーズ調査対象がある。これは何かというと、特区として認めて頂いて展開しているわけだが、実は、この4つはそれぞれ、いわゆる提案者特区である。つまり、提案者の方が特区について取り組んでいるわけである。その他に手を挙げてくる方はいない。いわば1つの特例措置について1つの特区という形になっている。はたしてこれを続けて行う人がいるのか。続いて行う人がいないのであれば、必ずしもここで今年度貴重な時間を使って評価するということではなく、将来的に次の人が出てきて評価ができる環境が整うまで評価作業を見合わせて、他の評価作業の方に時間を使っていこうということで、この4点については今回は評価を行わないということではいかがだろうかということを取り上げたものである。次に4. の規制所管省庁自ら全国展開というところであるが、これはいずれも経済産業省のものである。こちらについては特区として認めたわけであるが、特区として評価・調査委員会の方で全国展開をするかどうかを検討する前に、規制所管省庁の方が自ら全国展開をするというふうに関心を持って進めているものである。

これら地域活性化部会関連について、こちらの抜粋版の方の地域活性化のルビの付いているところから説明する。1ページ目 104「公共交通利用促進事業」である。こちらは現状、都道府県の公安委員会、いわゆる都道府県警が交通の規制をやっているが、ここに市やいろいろな関係者が集まって協議会を作り、その協議会において公共交通の利用促進に向けて促進計画を策定する。それに基づき都道府県警が交通規制を実施するという提案である。これについては、下の例に出ている岐阜市に加え、神戸で行うということで、2件出てきている。これについての評価・調査

の概要は2ページ以下のところに出ている。

次に、5ページ、506「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」である。現状の規制を申し上げますと、常勤職員 50 人以下の中小企業等においては、外国人研修生の受入れ枠は3人となっているが、これを一定条件、緑色に塗り分けた枠内にいろいろと書いてあるが、これらを満たす場合に3人から6人に拡充するというものである。具体的には四国の愛媛県と北海道でそれぞれ特区が出ている。これについての部会の議論は、昨年度も評価を行っており、具体的には 16 年度からであるが、かなり前から評価をしてきている。その中で実はいろいろな問題が起きていて、例えば研修に来た外国人の方が失踪してしまうとか、あるいはパスポートを本当は本人が持っていないといけないが、受入れ機関の企業側がパスポートを一括管理するような実態がある。手当の支払いが本来より若干少なかったりというような、いろいろな問題が出てきている。そういうところがこれまでの評価でも指摘があったところである。特に昨年度、法務省から研修実施制度の見直しについて 18 年度中に結論を出し検討を行っているという説明があった。そういったことから、部会においてはその説明をまず聞いたうえで、それから調査票についての検討に入るほうがいいのではなかという指摘が出た。ただ、誠に申し訳ないが、限られた非常にタイトなスケジュールで審議をお願いしている関係もあり、十分審議の時間を取るには並行してやらざるを得ないという事情をご了解頂き、今回調査票について委員会に諮ることになった。法務省の説明の状況をこの場で説明申し上げるが、昨年、18 年度中に結論を出しているということなので、その結論はどうなったのか事務局の方で法務省に確認をした。その結果、法務省の説明では、こういった研修実習制度、いわゆる外国人の受入れ制度を全体的に見直していく必要があるだろうということが昨年度の結論であり、本年の6月に閣議決定され、規制改革会議の中で方向性が示されている。具体的には遅くとも 21 年の通常国会、次の次、平成 20 年度の通常国会になるが、そのタイミングには遅くとも法案を提出する形で方向性が出たので、それに基づき現在法務省で検討作業を行っている。そういった全体の枠組み、制度論を見直す作業が法務省で行われているが、この特区の条件についても、現状を把握したうえで、必要に応じて結果を制度の検討にも反映させていく。また特区の評価を行う中で、そういった評価の結果を制度論に生かしていく。あるいは制度論の検討の中で、評価についても適切なインポイントをしていくということが、今後の進め方としてはよいのではないかというような話を、法務省としては考えているところである。例えば失踪者が出ているという問題がある状況なので、これについては、規制所管の法務省としても問題意識を持って見ている。具体的には特区法に基づく手続きである、特区法の第7条に「規制所管省庁は特区に対して報告の徴収を求めることができる」ということが規定としてある。したがって規定に基づき法務省ではこれらの特区について状況を確認しているところである。どういったことが確認できたのかについては、今後、地域活性化部会における検討の際に説明して頂き、それを評価の作業に反映させていくということで進めていきたいと思う。長くなったが以上が 506 についての説明である。

続いて抜粋の9ページ、いわゆる707「どぶろく特区」である。これについてはご承知のとおり、これまで酒類を製造する場合には税務署長の製造免許において、一定数量にいかない場合は免許が出ないという最低製造数量基準というのがあったが、多様化する観光のニーズ、グリーンツー

リズムといった時代をふまえ、いわゆる「どぶろく」を農家民宿において製造・提供することが可能になった。こちらについては非常に特区の件数が多く、7月8日現在77件という形で特区が出てきている。これは、若干脱線気味ではあるが、特区が地域起こしの看板になって、特区で作ったどぶろくだということが一つの観光資源になった形で現在推移してきている。調査であるが、規制所管省庁である財務省は、これについてはアンケートという形での調査ではなく、地域の出先の所管税務署の取組状況について聞き取り調査をするという形で、やっていきたいということが出てきている。評価・調査委員会の方では、抜粋版の11ページ以下のような質問項目が出ていますが、今までも何度か16年度以降に評価をする機会があり、その中でこれまで見てきたわけである。特区が地域起こしの看板になっているという実態がこれまでの評価の中にも出てきているので、それを踏まえながら、評価していくことだろうという議論があった。

その次だが、13ページ1205(1214)「重量物輸送効率化事業」。具体的には北海道の石狩の方で行っているものである。写真を見ればよく分かるが、ロールの鉄鋼製品であるが分割可能な貨物である。これまでの規制においては分割不可能な単体物品についての保安基準の特例というものがあつたが、こういった分割可能なものについては特例はなかつた。それを分割可能なものについても、可能な形で特例を適用することを特区として行ったわけである。こちらについても評価をしていこうということである。これも実は16年度から出てきて評価を行ってきているが、必ずしも実施している場所が多くなかつたりして現段階まで来ている。

次は16ページで、1219「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」である。これは実は20年度の評価のスケジュールになっているものであるが、先ほども申し上げたとおり、前倒的に国土交通省の方で評価を実施したいということである。これは、先ほど説明した1205によく似ているものである。具体的には、下に出ているような港湾道路において限定的に走行する車両について、車両の総重量にかかる保安基準の要件を緩和するというものである。こちらについて、委員会の方で具体的に評価作業は来年になるが、省庁側のところについてのみ、今年度について行うということである。

同じように、省庁側が前倒して評価を行うものとして、18ページの1308「特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業」がある。具体的には、酸・アルカリの非常に強い種類の産業廃棄物である。こういうものをパイプラインで輸送する。これについて、要件を課したうえでやっているが、議論の中では、こういった非常に酸・アルカリの強い産業廃棄物であるので、廃棄物処理法に基づく管理を厳格に行っているかどうかが課題になってくるのではないかという指摘があつた。

以上が19年度、20年度に評価を行うものである。次はニーズ調査である。いわゆる提案者1件のみの特区だ。抜粋版の20ページをご覧ください。これはいわゆる「合掌造り特区」(411)と言っているが、合掌造りを劇場として活用しようというときに、消防法に基づく誘導灯等の設備について規制の緩和を行い、現行制度と同等の安全性が確保される場合については、そういう誘導灯等の設置基準に必ずしもよらなくてもいいということである。これについては、これぐらいの小規模な劇場が全国にそうあるものではない。また既存のものについては、既に消防法の手続きで誘導

灯を作りこんでしまっていることもあり、なかなかニーズが出てこない。ニーズ調査の要件については、部会の審議を踏まえ、関係の所管省庁の方に照会を行い、省庁の方でニーズを把握しているか確認を行っている。この合掌造り特区においては、総務省が所管であるのでそちらに聞いた。その際、部会での議論においては、こういった規制の在り方について、例えば仕様規制——スペックを1つ1つ細かく定めて規制していくのではなく、結果的に一定に要求される防火性能、あるいはきちんと安全にお客様を避難させることができるという、その性能に着目した性能規制というもの、そういう発想でスペックを見ていくべきではないかという議論があった。あるいはこういった合掌造り特区というものは、1つの特区としての地域起こしの対象になっているのではないか。そうすると、特区の持つ地域起こしの性格も踏まえていく必要があるのではないかというご指摘も踏まえ、総務省に照会した。その結果、総務省から、性能規定、仕様規定の関係の説明もあり、消防法の規定においては、もちろん仕様規定に基づく規定はあるが、一方では常に性能規定の部分も導入しており、防火対象物の関係者は、その必要とされる防火安全性能が通常用いられる消防用設備と同等以上と認められる設備等を、通常用いられる消防用設備に代えて用いることができるという規定を置いており、性能規定の考え方を取り込んでいるという説明があった。

それから、次だが、抜粋版の23ページは、これも非常に有名な「カブトムシ特区」(1008)である。家畜の排せつ物を用いてカブトムシを飼育し、それを小学生の子どもたちに配ることにより、青少年の健全な育成のために役立てたいというものである。こちらについても、提案のあった久留米市の特区が1件だが、全国的なニーズがあるのかどうか、所管の農水省に確認したところ、全国的にはそういったニーズは見込めないのではないかという回答が出てきている。

次は26ページ、海水の温度差発電(1123)というもので、これは具体的には佐賀県の佐賀大学が行っているが、これについても1件ということである。これはまだ研究開発の段階にあり、実用化は見えていない。そういうところからすると、なかなか全国的に広がりが出てくるのは難しいのではないかということである。

次の29ページの1142もエネルギー関係であるが、こういったエネルギー関係についての特区は、現在問題になっている地球温暖化問題であるとか、エネルギーを有効活用していく視点から取り組んでいかななくてはならないのではないかという指摘もあった。また研究開発という段階を超えて実用化の段階になった時点でさらに検討すべきではないかという話もあった。それを踏まえて経済産業省に確認したところ、やはりこれ以上のニーズを経済産業省でも把握している状況ではないということである。こちらはバイナリー発電、具体的には温泉等を利用した発電設備であるが、これについては、鳥取で取り組んでいるが、まだ検討中というか、設置の作業を行っている段階で、具体的に動き出す段階になっていない。温泉熱というのは日本では多く見られるが、こういう形での発電が全国で出るには、まだ開発段階であるので、そこまでは行っていないのではないかという状況で、経済産業省も同じような認識である。以上がニーズ調査対象ということである。

続いて、規制省庁自らが全国展開を予定する特例であるが、具体的には経済産業省が行うシステムアドミニストレータの試験の関係で、1131、1132の2件である。初級システムアドミニストレータ試験と基本情報技術者試験で、それぞれ別の試験ではあるが、特例の中身としては同じような

もので、午前の試験を一定の講座を受けた場合に免除するというものである。具体的にどういう形で経済産業省が全国展開を考えているかは、33 ページに出てきている。現在、制度立ち上げのプロセスに入っていて、34 ページの最後に出ていたが、パブリックコメントが先月終わり、来月 11 月には最終案を取りまとめるということで、現在経済産業省で最終案の策定作業を行っている状況である。これを受けて、来年度以降、段階的に全国展開をかけていくということである。これについて、部会の方では特段、経済産業省の進め方に異議を差しはさむことはなく、全国展開の状況を見守っていくということであった。

先ほど1点申し上げるべき点を落としていた。警察の公共交通利用促進事業の関係の特区のところで、1点補足がある。地域活性化の1ページ目のところが104「公共交通利用促進事業」である。これについて、部会における議論で問題になったのが、この特区に基づく協議会が岐阜市において立ち上がっているわけであるが、もう1つの神戸においてはまだ立ち上がっていない現状がある。それを踏まえ、部会における議論では、協議会の設置や計画の策定にあたってどういった障害があったのか、それについてどういった対応をしていく必要があったのかについて、質問を追加するよという指摘があった。それを受け、質問票の3ページのQ9とQ10を追加質問として入れている。これらについて部会の方で議論を行った上で、こういった形で調査票を取りまとめた、あるいは全国展開ニーズ調査についての議論も、申し上げた形で行った。以上である。

(樫谷委員長)ありがとうございました。私も簡単にコメントさせて頂くと、いろいろな資料があり、1つは平成19年度の評価にあたり、評価・調査委員会で調査計画案を作った。それから平成20年度の評価になるので、各省が調査をする案件と、あとは数が少ないので、むしろニーズの有無について総務省に調査して頂いたものである。もう一つは、最後に説明頂いた各省が評価を待つまでもなく自ら全国展開するもの。この4件である。何か質問はあるだろうか。特に議論になったのは、地域活性化部会の5ページの「外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」であり、先ほど松本氏から説明があったように、50名以下の会社は3名という制度になっているところ、特区では3名から6名に拡大されたが、3名でもいろいろな問題があるという話である。ただこの特区は、数も地域の経済効果も結構大きい。担い手が少ない中で非常に役に立っている側面と、非常に問題があるという両方がある。今回の調査は総務省の見直しと並行して、法務省からの意見も聞きながらしないといけないが、とりあえず、3名から6名になった特区の弊害が何なのかということを中心に調査をすることになっている。

「どぶろく」などについては、むしろこのまま特区としてそのままにしておいたほうが地域活性化につながる、一定の要件さえあればできるのであれば、あえて特区というのを取らないほうがよいのではないかということで、広がりはあるが全国展開には当面しないという評価もある。そのような議論があった。以上だが、何か質問はあるだろうか。

(與謝野委員)先ほどの外国人研修生の件だが、法務省が全体的に見直すというのは、3人を6人にしたことではなく、3人そのものについて弊害が多すぎるので、これを考えたいという方向観になっているのかと思ったが、今はどのような感じで議論されているのか。

(松本参事官)具体的な法律としては入国管理法等になると思うが、方向としては、規制改革会議

の議論の中で、制度改正の方針が示された。その中で、詳細な具体案はまだ法務省で検討している中で出ているわけではないが、大きな方向性として3点ある。まず1点目は、実務研修中の法的保護の在り方だ。現状、来られる方は研修生であるので、労働対価としての賃金をもらっているということではなく、いわゆる研修中の研修手当という形になっている。そうすると、それが結局は低賃金労働者として使う温床になっているのではないかという指摘が出ている。そこで、そういった形で実質的な低賃金労働者として研修生が扱われることがなく、いわゆる技能移転、きちんとした形での研修ができるように法的保護を図っていく必要があるのではないかというのが1点目の論点である。2点目は、技能実習生にかかる在留資格の整備である。現状、技能実習生の数というのは、これは2年前の数字なので、今はもっと多いと思うが、3万2千人を超えるような数字が平成17年に出ている。したがって、現在はそれを超える3万人以上の数字になっているのではないかと推測される。こういったかなりの人数であるにもかかわらず、在留資格というのが「特定活動」、具体的な法律の文言でいうと「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」ということで、必ずしも1つのカテゴリーとして明確化されているわけではない。非常に不明確な位置づけではないかといった指摘が出ている。それについて、いわゆる技能実習をしている研修生の在留資格の位置づけを、法制度上きちんと明確化していこうというのが2点目である。3点目だが、法令以外の規定に基づく規制等の見直しということである。これは何かというと、研修生という形で受け入れていく制度について、現在有効な規制というのが、法務省や厚生労働省から出ているさまざまな通達や公示があるが、先ほど在留資格が不明確だと申し上げたが、それに呼応する形で管理責任についても、受入れ側の法的な責任、位置づけもあいまいで、どういった形で管理責任が果たされていくことを担保していくのかも不十分であるということである。そういった不明確だということが、間接的にさまざまな受入れ機関側の不正行為、例えば手当の支払いを守っていない、あるいはパスポートを取り上げているといった不正行為の間接的な要因になっているのではないかという議論もあることから、そうした不正行為について厳格に規制していく。例えば、そうした重大な不正行為を行った場合は、ペナルティとして新規の研修生の受け入れを禁止するが、それを延長するなどの形でやっていくべきではないか。大きくは、今申し上げた3点ぐらいのポイントが示されているので、これを軸にして、今後法務省で具体的な改正案を策定していくことになると思う。

(樫谷委員長) 與謝野委員、よろしいか。

(與謝野委員) 1つだけ。最初の研修手当というのは、低賃金の温床になっているのではないかという指摘であるが、これはどういうレベル観を話しているのか。要するに研修を受ける方の国の賃金レベルがベースになるだろうと思うが。というのは、日本で研修ということになると低賃金になってしまうが、出てきた国の賃金レベルというものにふさわしい研修ということではないかという気がする。それにいろいろなことを加味するということだと思う。ベースがどちらかというのがある。

(樋口医・福・労部会長) この問題は私も長らくタッチしてきて、今政府の案としては厚生労働省案、あるいは経済産業省案、財政諮問会議案、さらには法務大臣の私的案と、いろいろ案が出ていて、まだどこに落ち着くのか見えないところだろう。今の指摘で問題になっている手当、時給、いろいろあると思うが、中には300円程度が相場観だということ、それが送り出し国、例えば中国

と比べれば高いではないかと。一方、いくつかの地区ではそれによって仕事が奪われてしまっているというような、今度はワーキングプアとの関連で、そちらに仕事が行って、自分たちに最低賃金の670円でも来ないという、仕事の奪い合いが起こっているということである。これについて先ほど委員長からあったように、この研修制度自身の問題を今回この調査で調べるのか、それとも3人を6人にしたということに伴う問題がどこにあるのかということ調べるのか、これによって、かなり違ってくるというふうに思う。例えば、先ほどの失踪、パスポートの問題、あるいは手当の問題が出たが、これが問題だという指摘は研修制度そのものの問題であって、3人を6人にするという問題ではないのではないかと。3人を6人にしたことによって発生しているというのであれば、これは3人6人問題だということになるわけであるが、3人6人問題に対する調査の質問票が、ここに出されているもので十分なのかどうか。要は中小企業で、例えば従業員が5人、10人の所で6人の研修生を受け入れることによって、はたして本当に技能研修ができるのか。さらには今おっしゃったような問題点、低手当問題などが、この6人の所で起こっているのかということについて調べる趣旨で、これは作られているのだろうか。

(松本参事官)まず與謝野委員のご質問の、研修手当のベースが日本か送り出し国かということで、それについて、樋口氏の方からもベースが中国なら中国ということからすると、300円といったような相場が出来ているのではないかと。一方で、研修している間は日本で暮らしている実態もあるので、日本で暮らすなりの費用もかかる。両方の側面があるかと思うが、私の手元にある法務省関係の資料のなかには、どちらをベースにするのか明確化しているものはない。確認をしていきたいと思う。

制度自体の問題なのか、3人から6人に増やした問題なのかということであるが、一応法務省は、資料2-3の規制所管省庁の調査計画案ということで、16ページ以下に出ているが、これと先ほど申し上げたとおり特区法に基づく報告の徴収ということもしているので、それも併せて3人から6人にした所について、状況の把握という十分な情報が聴取できると判断している。

一方、今回特区として指定されている中で対象に盛り込まれている受入れ機関は、過去の状況でそういう不正行為が行われていない所に限っているわけだが、特区の対象になった以降にそういう事例が起きているのもまた事実でもある。どういう背景事情があったのか、あるいはどういう対策を立てた結果なのか、あるいはそういった取り組みが本当になされたのかどうかについて、報告徴収の中で、法務省が関係者、自治体、受入れ機関、自治体を窓口にして聞いている——主に照会していると聞いているので、また部会の審議において法務省に説明をお願いする場面もあるかと思う。その中で確認していきたいと思っている。

(樫谷委員長)ありがとうございます。抜粋版の地域活性化部会の資料7ページ、Q8以降では、「外国人研修生の受入れ枠が拡大したことにより」という言葉を必ず付けている。これで十分かどうかはわからないが、3人から6人になったことを前提に、どういう弊害なり効果があったかという質問の仕方をしている。ただ非常に難しいのは、研修と言いつつ実際は労働で使っているという、本音と建前に差があるものであると、実際、きちんと研修ができているのかという質問は、非常に微妙なところである。確かに数人しかいない所に6人来たらどうなるのだということがあることはある。

本当のことを答えていいのか、多少はアレンジしなくてはいけないのか、なかなか難しいところもあると思う。そのことについては特別には聞いてはいないが、そういう趣旨がわかるような質問の仕方として、作って頂いたということである。

(米田委員)どぶろく特区で確認したいことがある。どぶろく特区の方は結構特区的には成功しているところで、ありがたいと思うが、心配なのは10ページにあるような規制所管省庁の調査をするとき、財務省が自分たちの所管である国税局、税務署に対し、どういう執行コストをはかっているかを調査するという、税を徴収する側がヒアリングで調査し査察に来るということになっている。だが、既に「あじさいキャラバン」で相当出たが、どぶろく特区をしている側から、徴税に関わるところが非常に過剰規制になっていて、もっと検査をシンプルにして頂けると助かるという要望がたくさん出ている。過剰な、いろいろなルールがたくさんある中でそれをしっかり守ろうとすると、やはり税務署の人も大変な手間ひまがかかっているという結果が出るのが相当予想されるので、これの前提になっている徴税の仕方、検査の仕方をもっと簡素化できないだろうかということがあることを、どういうふうに打ち出していけば、より一層規制改革が進むのだろうと考えているのだが、その辺はいかがか。

(松本参事官)実はどぶろくに関しては委員ご指摘のとおり、今回の「あじさいキャラバン」でも相当、関連提案、例えば書類関係の手続きなどを簡略化できないだろうか、あるいは現在どぶろくは米や麦など一定の範囲の穀物を対象にしているがそれ以外のものを入れることはできないだろうかといった、いろいろな提案が出てきた。それについては本日夕刻なので若干間に合わなかったのだが、「あじさいキャラバン」の提案に対して政府の対応方針が決定され、その中でおそらくそういったどぶろくの関連提案については実現が困難ということになるだろう。そうなったなら、それをいわゆる関連提案と位置づけて、こちらのどぶろくの707の調査・評価の中で、そういった関連提案とはどういうものがあるかを紹介させて頂きながら、それについて、ではどうやって改善していけばよいのかというようなことも、今後の部会の審議の中で議論して頂ければと思っている。

(樫谷委員長)今の回答でよろしいか。ということは、それはどういう意味か。

(黒岩次長)実現できなかったということだ。

(樫谷委員長)できなかったということか。だから、どぶろくの関係でもう少し広げていきたい、枠を少しずつ取っていきたい、こういう意味か。

(松本参事官)先程の法務省の506関係で、若干私の説明が舌足らずなところがあったので補足させて頂きたい。研修手当の考え方である。研修手当については、法務省が出している指針の中で考え方が示されていて、研修手当は研修生が我が国滞在中の生活に要する実費として支給されるという考え方である。したがって、労働の対価としての賃金という考え方ではない。

(金子教育部会長)低賃金という言葉が出てくるのがおかしいということか。

(樋口医・福・労部会長)低手当だ。

(黒岩次長)研修・技能実習制度では3年間日本に在ることになる。最初の1年が研修で、残り2年は実務研修になる。最初の1年の研修の時点は今考えたとおりだが、2年目3年目は実務を実際に行うので、確認するが、基本的には同じことをする日本人と並びの手当が出ることになっている

はずだ。

(樋口医・福・労部会長) 研修制度が1年終わったところで検定試験があり、それにパスすると2年目3年目の実習を受けられる。今提案があった3人を6人にするというのは研修についての話だから、1年だけで帰るということを前提に質問が出来ている。1年後帰国したらそれが役立っているかということで、2年目3年目の実習制度の3人を6人にするというのは想定していない。

(黒岩次長) いや、これは全部通した3年間の話だ。

(樋口医・福・労部会長) そうすると、1年経ったところで云々という質問があるが、これは違うのか。例えば5ページの「主な要件」というところに、「過去1年間に帰国した者の大半が」というのは…

(黒岩次長) これは過去1年間に、研修又は技能実習に従事し、それが終わって帰った人だ。

(樋口医・福・労部会長) そうすると2年3年にシフトした人についても同じように6人でということか。

(黒岩次長) そうだ。

(樋口医・福・労部会長) そうすると手当だけではなくて、2年目3年目の賃金を調べなくてはならない。それは質問項目の中に入っていないのではないか。研修を前提にした質問かと思っていた。

(黒川委員) 賃金のことについては特に質問していない。

(樋口医・福・労部会長) 質問内容は、研修生を3人から6人にしたらどうなるかということだが、実習生の話もここに入っているということか。

(黒岩次長) 研修が終われば、一定の要件を満たした者はそのまま実習に移行するのが前提になっているので。

(樋口医・福・労部会長) それは申請だが、実際は研修だけで1年で帰っている者が、全体のかなりのパーセントを占めるので、どうなのかと思った。

(樫谷委員長) そうなのか。ほとんど居ると思っていた。

(黒川委員) それについては、去年までは、帰った人にまで効果があったかヒアリングをし、データも出ていた。問題は、我々のところでは地域に対してヒアリングをしていて、3人が6人になることで地域の経済にどんな影響があるかを見ようというのが、今回の資料になっている。

(樋口医・福・労部会長) だから地域活性化ということでこの問題を取り上げるこの意味だ。労働者であれば分かる。

(黒川委員) それがいまいちどうか。しかし我々の感覚は、どちらかというと経済効果だ。そして2通りあり、日本の労働者の職場を奪うという議論もあるが、オホーツクのケースなどは全く逆で、そんな辛い仕事の働き手が誰もいないので、研修制度を止めてしまうと産業そのものが無くなるというところもあるので、それを見極めたいというのが一番大きい。

(樫谷委員長) 私どもが愛媛に視察に行ったときにも、やはり日本人を募集してもまず来ない、来ないし来てすぐ辞めてしまう、したがって一定の質のいい方が中国から来て頂けると、研修という名目ではあるが、かえって地域の産業が維持できて、日本人もレストラン等その周辺の所で働けるから、かえって地域活性化というか経済効果が大きいという話があり、なるほどそのときは思った。雇用を奪うということにはなっておらず、むしろ雇用を守っているのではないかと。ただ確かに量にもよるだろうが。

(黒川委員)日本で研修を受けて地元に戻ったときに技術移転に役立つかどうかというのは、1つ目の問題だ。法務省にとっては、法律上の問題で、働く人にとっての身分保障や管理の問題が大変重要なことのように思う。我々にとって大事だったのは、3人から6人にしなければいけない事情と地域の関係ということで、我々のところでは、3人から6人に増えることと地域の関係を、そこで働いている人や地域、地方自治体に聞いてみたいということだ。

(樋口医・福・労部会長)この議論は大変深い議論になるので、国際分業を阻害するという話になると、地域は潤うが日本全体としてどうかという話が出てくる。すこぶる難しい議論だと思う。

(樫谷委員長)とりあえず今回は3人から6人というところ限定したい。

(黒川委員)特区にとっては「地域の」ということを強調して申し上げたい。

(樫谷委員長)法務省からのヒアリングもする予定になっており、調査と並行して評価を進めていくということになっているので、よろしくお願ひしたい。他に何か。

(米田委員)ニーズ調査対象の411の劇場等における誘導灯の問題だが、部会では、いちいち仕様規定に照らすのではなくて、ある一定の性能を満たせば認められるような性能規定への改正に向けて、こちらから働きかけてはどうかということ提案したのだが、総務省としては既に性能評価をしているという答えであったか。

(松本参事官)消防法の所定の部分の規定は、すべて性能規定になっているわけではない。仕様規定と性能規定を組み合わせる形になっているということだ。ある部分については仕様規定で明確化して、もちろんそれだけではカバーしきれない部分があるので、そのところは性能規定で規定して、組み合わせる形で規制を作っていくということである。

(米田委員)部会のときに山根委員から発言があったが、劇場における誘導灯の基準の規制緩和というのは、こういった合掌造りだけではなくて、地域のいろいろな建物を有効にいろいろな形で活用するために、結構適用性の広い規制緩和になるのではないかというお話があった。私も山根委員の意見に全く賛成なのだが、今は個別に出ていて、「これは個別のものであり、とりあえず他にニーズは無いから調査しないでおきましょう」といい、性能規定化を求めたら、「総務省は既にやっている」というのでは、おそらく実態として、古民家や武家屋敷など新しいいろいろな形のものにコンバージョンして使おうというときに、あまり地域活性化に役に立たないのではないかという思いがある。この委員会では、そこをどうやって広げていくかということに重きを置いた議論が展開されてもよいのではないか。

(樫谷委員長)「合掌造り特区」と名前が付いているが、そういうことも含めていかがか。

(松本参事官)ご指摘の点も踏まえて総務省には確認したが、消防法の所定の部分の規定というのが、ケースバイケースにはなっておらず、一応規定ぶりとしてはある程度一般的に、例えば人数の規模が何人以上の場合はこういう形で、何人から何人についてはこういう形というふうに一応分類分けをして、それぞれの場合において、今の言い方で言うと若干仕様規定の部分があるが、規定するというものになっている。したがって、個別のものが出てこないとはどういう形になるか分からないというような規定ぶりにはなっていない。ただ、一方でこういった合掌造り特区において出たものについて、一般化、全国化を今の段階でできるかと言われれば、これまでのところでは

1つしか出ていないので、十分な評価ができていないかという、必ずしもそうではない。ではさらに評価を行えばよいではないかということかもしれないが、なにぶんにも1つでは一般化するのに十分な評価ができる状況ではない。したがって、2つ3つ——どのぐらいになるかは分からないが、出てきた場合には、そういったことを一般化していく作業が可能になるかと思う。残念ながら今年度のこの状況においてはそういったことは必ずしもできる状況ではない。

(樫谷委員長)今の回答でよろしいか。要するに総務省の調査においてはニーズが少ないというふうな調査だったが、米田委員がおっしゃったようなことを意識して調査されていると考えていいのか。やや違うような気がしないでもない。調査はされていると思うが、少し切り口が米田委員がおっしゃったことと違うかもしれないので、今後どうやって広げていくかを意識した上での調査も進めていく必要がある。

(松本参事官)今おっしゃったように、この特区をどうするのかという議論と、米田委員がおっしゃった規制そのものの考え方というのが、必ずしもすべて一致するわけではない。総務省に対してはこのニーズ云々ということと、米田委員の問題提起と2つ併せて評価委員会に出させて頂いて、米田委員のご指摘の件については、総務省側の説明としては今私の方から申し上げたように、現在の規定ぶりについての考え方ということの説明を受けた。

(山根委員)例えば次の特区の提案のときに、この特区を使って申請があった場合は評価対象になるということか。

(松本参事官)今後2つ目が仮に出た場合どうするかについては、現在のニーズ評価の対象になっている4件はいずれも1個しかない。仮に2個目が出た場合については、これまでの考え方によれば、評価を行っていくということになると思う。ただその場合、そのときに委員にご議論頂かなければ分からないが、果たして十分なデータなり蓄積があるのかというのはまたそのときの問題だが、2件目が出れば評価を前提にしてもう一度考え直すことになる。

(黒川委員)今の話の2件目というのは、合掌造りで2件目が出るということではないだろう。

(松本参事官)仮に合掌造りであっても、造り酒屋であっても、そば屋であってもよい。

(樫谷委員長)そういうことなのでよろしくお願ひしたい。

(薬師寺委員)私の方から少しお尋ね、もしくは議論させて頂きたいと思う。どぶろく特区について、これは今まで温めて特区としてきたものだが、このままどうなっていくのかについては、我々も全然終着点を見出していないところなので、これについてももう少し我々も議論していかなければならないのではないかと思う。質問事項の中においても、12 ページになるが、「特区であるがゆえの効果・メリットはありますか」ということのみで終わっているのも、もし質問内容を付け加えて頂けるのであれば、例えば事業主の方で、どれぐらい特区が出たなら、もう特区ではなく全国化でもよいと考えているのか、もしくは例があれば示して頂いて、どのような条件であれば全国化に踏み切ってもよいと考えているのか。我々の方でもどのぐらいの件数、どのぐらいの年数があれば特区から全国化に踏み切ってもよいものか、擦り合わせをしながら検討していきたいと思うが、いかがだろうか。

(松本参事官)今、薬師寺委員からご指摘のあった点だが、全国化ということになった場合、それについてどう考えるのか、どういうふうに受け止めるかというふうな質問を立ててはどうかということ

か。

(薬師寺委員) 何件くらいあれば、もうそれは特区としての価値が無いと考えているのかということだ。であれば、我々の感覚とは少し違うところがあるので、我々も特区として確保していく意味がない。

(松本参事官) おそらく今の質問からいくと、抜粋版の 12 ページだが、Q10 のところに関連して、全国化をずとした場合は、どれくらいの普及具合になれば全国化すべき——全国化やむなしということかもしれないが、全国化に移るといことになるとお考えかと、そういうひと言を付け加える。

(樫谷委員長) そういう趣旨で、ほとんど特区になって広がってしまったときに、特区としての差別化ができなくなってしまう、そんなときにどうお考えなのかということか。

(黒川委員) これについては、先ほど財務省の調査は手間がかかるということがあったが、徴税の調査のために担当者が2日間ぐらいその地域に行っており、非常にコストがかかっている。今は77件だからいいが、つまり延べ 154 日分の労働がかかり、チェックする費用がかかるらしい。規制改革会議の「あじさいキャラバン」のようなケースで、どぶろくだけではなくて他のものについても規制緩和してほしいという議論が出てくると、それをチェックするコストはさらに嵩み、規制所管省庁にも現場にいちいち担当者が行くという根性がだんだん無くなっていくかもしれない。

(米田委員) その体制を簡素化すればいい。

(黒川委員) そうだ。だから議論は2つになっていて、どぶろくそのものの話もあるが、それはまさに担当者がその旅館に行って調べるしかない。それは、条件が四畳半以上の部屋があるか、ホーローびきの鍋で作っているかどうかというもので、しかもページ数も多い分厚い調査票を書かなければならず、非常に面倒くさいことになっている。財務省に言わせれば、納税義務というのはこんなに重たいものなのだということ全国に知らしめるという感じもある。そここのところの議論はなかなか難しいので、できれば規制改革会議の方で突破してもらったほうが本当はよいかもしれない。そこが先ほどのちょっと行かないという話なので、微妙なところにある。77件というのも微妙なところだし、規制改革会議の「あじさいキャラバン」の方で出てくる、種類を増やせということも、もう一つの問題だ。だから全面展開するかもしれないし、だんだん難しく、薬師寺委員がおっしゃったとおり、その先どうあるべきかという議論は、我々は簡単なのだが財務省の方で心構えをしてもらわなければいけないということだ。

(福山参事官) 先ほど説明のときに松本が申し上げたように、これは私ども事務局が判断する話ではないが、今年度、基本方針を改正した。地域の活性化にとって大変意義の大きいものについては、当分特区として存続するという評価もありうるという出口を、今年度から創設したところだ。例えば、私どもは言える立場にないが、場合によっては、どぶろく特区等はそれに該当するかと事務局的には思っている。これはまた後ほど委員の先生方にご評価頂く話である。ただ、もちろん財務省の肩を持つわけではないが、これを全国展開すると、調査コストとの絡みもあるが、仮に一気に全国展開してしまうとなると、また一方で税務署からのチェックが甘くなって、例えば徴税のバランスを失するような不公正を助長しかねないようなマイナスの要因もあるということで、財務省もやはり慎重にならざるをえないと伺っている。そういったことを諸々判断しながら、場合によってはこれを

全国展開するのか、あるいは77件という数値、また今後とも増加が見込まれるが、この先5年後に特区法の見直しが来る段階で改めてここも含めてご判断頂くなり、あるいは検討し直すという話になろうかというふうに考えている。

(樫谷委員長)確かに税は重いものだが、もう少し工夫して軽くできないか、その分に限っては地方公共団体に任せられないか等、いろいろな工夫があると思うが、それは今すぐということではない。ただ、今おっしゃったように特区で置いておいたほうがよいというご希望が多い特区であることは事実なので、徴税のコストと、置いておいたほうがよいということとを分けて考えなければいけないかもしれない。

(米田委員)1123と1142の研究開発用の無駄な手続き不要化事業のことなのだが、部会でも申し上げたが、例えば1個1個の例はそれぞれ単独なのだが、日本の環境を守るための新しいエネルギー開発のためには、どうやら今の法定検査は非常にわずらわしいものであるようだということで、その1が海水、その2が温泉というふうに数えると、複数出ているという数え方ができ、ひょっとしたら近い将来、その3として地熱などが出てくる可能性がある。それを1個1個の特区とし、ニーズが無いから1個しか無かったと数えるのではなくて、新しいエネルギー開発については2つ出ているというふうに数えるのはいかがか。

(樫谷委員長)確かにそのとおりだ。今のご意見はいかがか。

(松本参事官)今のご指摘は、おっしゃるとおり部会でもご指摘頂いている。これまでのそれぞれの特区についての取り扱いで、切り分けてやってきている。おっしゃるとおりにそれぞれ電気事業法の規則第65条1項、第79条第1号規定も同じような規定になっている。ただ…

(黒岩次長)補足しよう。本件については部会の方からもご指摘を頂いていて、こういった新エネルギーの開発や環境問題に対応した研究を促進していかなければならないというのは、いろいろな科学技術の観点からもご指摘頂いている。今後、電気事業法の運用を考えて頂かなければいけないということで、経済産業省とは今後もやっていかなければいけないと我々も認識しており、そう取り組んでいこうと考えている。だが、こちらの海洋温度差の件と温泉の方の本質的な特区の内容というのは、従来の管理者を置いたり法定検査をしたりということに代えて、大学の中なので専門家の委員会などを作って自主的にきっちり管理するというのであれば、そういった煩瑣な手続きを省きうるという特例を作ったわけだ。ところが、海洋温度差の方は、実験は進んでいるのだが実際の発電が一切まだ接続されていなくて行われていない段階だ。温泉の方は、これからということだ。1回でも発電をして自主的な保安がきちんと動くというところが出さえすれば、この先一歩ぐっと進めると思うのだが、今のところそれが全くなされていないから、その進展を待ちたいという形になっている。米田委員ご指摘のこういった研究開発や環境問題の対応をするために、こういった手続きを簡素化していかなければいけないという点については、私どもも認識していて、今後も働きかけていきたいと思っている。

(樫谷委員長)ありがとうございます。特区の作り方や特区の併合ということもありうるかもしれない。

(薬師寺委員)ニーズ調査対象のところだが、1123はほとんど毎年行われている。その意味がある

のか問わせて頂きたい。例えば 1008 についても前回 17 年度上半期の評価のところ、既にここしか出ないだろうという結論が出ながら、再調査というのは疑問に思う。

(樫谷委員長)これは再調査ということではない。とりあえず今回は置いておくが、よろしいかという確認だ。

(薬師寺委員)確認でよいか。

(樫谷委員長)はい。他にはよろしいか。

(金子教育部会長)今日の話聞いていて、私もいろいろ同感することがあるが、評価委員会がすることは、個々に上がってきたものに対して、今日のように、質問事項を加えるか全国化をするかという2つだ。今度、調査審議というものが入ったが。本当に我々がやるべきことは、特区制度の立法精神を生かした制度設計というか、日本の将来の活性化のためにいろいろできるようにしよう、必要なことはやるが無駄なことは省こうというところがあるはずなのだが、実際にできることは、質問事項を加えるか引くか、全国化するかしないかというところだけに留まっているという制約がある。これまでだと規制改革会議や経済財政諮問会議、これもおそらくそうだと思うが、そういうところとある程度連動したり、ある種の協議の場をどういうふうに作っていくかということだ。我々のミッションはやはり全国化だと思うが、それだけだと効果が薄い場合もあるので、いろいろな案件、例えば、株式会社立というのは今のスキームがよいか悪いかというよりも、どうやってもっと多様な教育の機会を作っていくかということが重要だ。その辺の協議の場をどこで作っていくのかということ、委員長を中心として考えて頂いて、他の機関とも連携し、「あじさいキャラバン」等、そういうものも含めて、もう少し様々なことができやすくなるようなことを、我々もできる範囲で貢献をしたいということで、意見がいろいろ出ている。もちろん私もそういうふうと思うので、そういうことも今後考えていけばよいのではないかと思います。

(樫谷委員長)ありがとうございます。今回、評価・調査委員会というふうにし少し権限が広がったので、そういうことも含めて議論ができればと思う。よろしいか。では、今の部会の報告について了承して頂けるか。よろしいか。それでは報告のとおり了承することにする。

時間が過ぎてしまって申し訳ないが、次に認定された特例措置の評価時期について検討をして頂きたいと思う。検討対象特例措置について事務局から簡単にお願したい。

3. 新たに適用された特例に係る評価等について

(松本参事官)簡単に説明させて頂く。資料6をご参照頂きたい。「規制所管省庁の評価スケジュール回答と特例措置評価時期」である。表紙を開けると、1010「地方競馬における小規模場外設備設置事業」と出ているが、これは地方競馬において場外馬券売場を設置する際に、小さいコンパクトな場外馬券売場も大規模なものと同じの基準がかけられており、なかなか設置ができないので緩和してくれという話だ。これについては特区としては既に認定されていたが、具体的な取り組み事例というのはつい先だって初めて出てきた。ここに載っているのは愛知県の地方競馬ミニ場外特区であり、こちらが出てきて具体的に動き出すことになったわけだが、その3ページのとこ

ろで、評価時期が出ている。この評価時期については、現在認定が出たばかりなので計画中の段階ではあるが、できれば来年度、平成 20 年度に評価を行う形で進めてはどうかと思っている。これでご了解頂ければ直近の特区の本部の方で決定して頂いて、また 20 年度に評価の作業に持っていきたいと思っている。

(樫谷委員長)ありがとうございました。今始まったばかりなので来年評価したいということである。よろしいか。それから、あと現地視察について何かあるだろうか。

4. 今後のスケジュールについて

(松本参事官) 現地視察も含めて今後のスケジュールについて。資料7の表の左側の全国展開に係る評価は今日ご審議頂いた件である。現在10月の初めの段階で、第2回の評価委員会を本日開かせて頂いたが、これを踏まえて本日早速に調査票について関係各方面に発送してアンケート等の作業を行っていく。その結果が返ってくるのは11月の後半になる。11月後半に各部会でまたアンケートの結果を見てご審議頂くわけだが、それまでの間、それぞれの部会において委員の現地視察を行ってはどうかと考えている。具体的には医・福・労部会において話が出たのは株式会社病院、これは横浜の㈱バイオマスターだが、これを見てはどうかということだ。それから、地域活性化部会においては、どぶろくというのはどうだろうかと思っている。また、教育部会においては、株式会社立学校等を見ていくことになると思う。いずれにしても具体的な日程については関係の部会長を通して調整していく。委員の皆様方におかれてはそれぞれ所属している部会があるが、所属していない部でもご関心の向きがあれば、そちらの方に参加することも自由なので、日程等が決まれば皆様にお知らせするので、そちらの方もご検討頂ければと思う。また、今日のご説明ができなかったが、本日夕刻にも開かれる特区の本部において「あじさいキャラバン」への対応方針が決まる。それを受けて、11月2日になるが、第3回委員会をお願いし、そこで調査審議案件の諮問をお願いしたいと思っている。それを受けて関係省庁へのヒアリング等の調査審議を行って、最終的な1月の終わりの意見提出というのは同じだが、並行して部会を中心に作業を行っていくことをお願いしたいと思う。よろしく申し上げます。

5. 閉会

(樫谷委員長)ありがとうございました。よろしいか。それでは是非現地視察にご参加頂きたいと思う。本日は延長してしまい申し訳ありません。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

以上